

入札公告

条件付き一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和7年（2025年）6月19日

下関市長 前田 晋太郎

記

1 業務名

下関市立中部学校給食共同調理場学校給食等運搬業務

2 業務場所

下関市立中部学校給食共同調理場から
養治小学校、日新中学校、向洋中学校、名陵中学校、山の田中学校、
垢田中学校、川中中学校までの区間

3 業務内容

下関市立中部学校給食共同調理場給食等運搬業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

4 契約期間 契約締結日から令和10年7月31日まで

5 履行期間 令和7年8月1日から令和10年7月31日まで

6 契約の方法

地方自治法第234条の3及び「下関市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」第1条第8号に基づく長期継続契約

長期継続契約の締結により、契約期間中の予算措置が当然に保証されるものではなく、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において歳出予算のこの契約に係る金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更し、又は解除する。また、それに伴う損害を受けた場合であっても、下関市は損害賠償の責めを負わない。

6 入札条件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定に該当しないこと。

- (2) この公告の日から本業務の入札の日までの間に、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつその取消の決定を受けていない者を除く。）でないこと。
- (4) 公告日現在において、下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿（その他（役務）給食業務）に登録されている者であること。
- (5) 下関市内に事業所（本社、営業所又は出張所）を有すること。
- (6) 業務履行開始時まで仕様書に示す業務従事者及び専用車両を確保できること。

7 申請方法

入札に参加しようとする者は、「入札参加資格確認申請書」（別添1）を、下関市立中部学校給食共同調理場に郵送（書留郵便物に限る。申請書提出期限内に必着のこと。）又は持参し提出すること。

申請書等は、下関市立中部学校給食共同調理場の窓口で入手するか、下関市ホームページ（<https://www.city.shimonoseki.lg.jp/>）の「入札・契約・登録」の「業務委託等の部屋」「その他入札情報」からダウンロードして使用すること。

8 申請書提出期限等

- (1) 提出期限 令和7年6月27日（金）17時まで

なお、申請書及び添付書類が不備の場合又は提出期限を経過した場合は受理しない。

- (2) 提出先 〒751-0805

下関市一の宮住吉二丁目9番8号

下関市立中部学校給食共同調理場

9 入札参加資格の決定

入札参加資格の審査結果は、「入札参加資格確認通知書」（別添2）により令和7年7月1日（火）までに電子メールにより通知する。

10 質問の方法

- (1) 本業務に関する質問は、下関市立中部学校給食共同調理場に電子メールにより行うこと。

中部学校給食共同調理場 電子メールアドレス

kichubuk@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

- (2) 質問の期限は、令和7年6月27日（金）12時までとする。
- (3) 質問の回答は、後日、速やかに質問者のみに電子メールで回答する。

11 入札方法

「入札書」（別添3）を下記12(2)の入札場所に持参すること。郵便による入札は認めない。

「入札書」には、令和7年8月1日から令和10年7月31日までの3年分（36ヶ月分）の委託料を算定し、その金額を明記すること。落札決定にあたっては、「入札書」に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を「入札書」に記載すること。

12 入札日時等

- (1) 入札日時 令和7年7月7日（月）15時00分
- (2) 入札場所 下関市立中部学校給食共同調理場 休息室
下関市一の宮住吉2丁目9番8号

13 入札保証金

下関市契約規則による。ただし、納付が必要である者については、納付方法等を入札参加資格確認通知書と併せて通知する。

14 契約保証金

下関市契約規則による。納付が必要である落札者については、別途通知する。

15 その他

- (1) 入札参加申請を行った者のうち、入札参加資格がないと認められた者は、「入札参加資格確認通知書」を受けた日の翌日（休日の場合はその翌日）までに書面を下関市立中部学校給食共同調理場に持参することにより、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)に対する回答は、説明を求めた者に対し、速やかに回答する。
- (3) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに関係法令等に定める条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 代理人をして入札させるときは、委任状（別添4）を代理人に持参させ提出しなければならない。
- (5) 入札参加者が入札までに入札条件を満たさなくなったとき、その者のした入札は、無効とする。
- (6) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めたときは、入札を中止し又は延期する場合がある。
- (7) 落札者が、契約までに入札条件を満たさなくなったとき又は指名停止措置を受けたときは、落札決定を取消し、契約を締結しない。

- (8) 入札参加資格確認申請に係る費用は、すべて申請者の負担とする。なお、入札参加資格の有無にかかわらず、申請書類等は返還しない。
- (9) 委託業務開始に当たり、業務の引継ぎに係る費用は引き継ぐ者の負担とする。
- (10) 次に掲げるものの一例に該当する入札は無効とする。
- ・ 入札者が明瞭でないもの又は入札価格を判読することができないもの。
 - ・ 入札者の記名押印のないもの又は住所の記載のないもの。
 - ・ 無権代理人又は1人で2人以上の代理をした者がしたもの。
 - ・ 金額を訂正した入札書によるもの。
 - ・ 委任状を持参しない代理人のしたもの。
 - ・ 入札保証金の納付がないもの又は不足するもの。
- (11) 入札書等の契約に関する書類の作成に当たっては、記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具（消せるボールペン等）は使用しないこと。